

# ヒアリング調査の対象

- ▶ 地域看取り連携部会の部会委員が所属または関連する10施設に実施

施設属性
特別養護老人ホーム (3)
養護老人ホーム (1)
小規模多機能型居宅介護 (2)
看護小規模多機能型居宅介護 (1)
グループホーム (3)

▶ 調査期間：

令和3年9月1日～15日 調査票配布(メール)、回答回収  
令和3年10月1日～21日 訪問もしくはオンラインにて  
ヒアリング調査

# ヒアリング調査の内容

介護老人福祉施設等において、看取りを実施するうえで必要な条件を6つの領域に設定。「介護老人福祉施設における医療的ケアの現状についての調査研究事業」(H28 厚労省)の内容を参考に部会で決定。

領域	条件
① 医師との連携体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・夜間、休日など緊急時の連絡体制が構築されている</li><li>・日常の個別対応を要する診療業務が実施されている</li><li>・医師の看取り時の役割が明確化されている</li></ul>
② 看護師の体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・看護師が多く配置されている</li><li>・夜間、休日など緊急時に連絡が取れる体制がある</li><li>・看護師が看取りに積極的である</li></ul>
③ 介護職員の体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護職員が看取りに積極的である</li><li>・介護職員の意向を聞き取る機会がある</li></ul>
④ 対応できる医療処置	<ul style="list-style-type: none"><li>・夜間、休日の吸引、胃ろう対応の実施</li><li>・特定行為認定者の常時配置</li></ul>
⑤ 看取りの支援計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・家族を含めたターミナルケアへの意向確認</li></ul>
⑥ 施設の方針決定	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設長の積極的な看取りへの関与</li></ul>

## 報告書のまとめ（抜粋）

### 看取りを積極的に行っている施設・事業所の共通点

- 看取り対応に積極的な医師との連携
- 緊急時の医師との連絡体制の構築
- 夜間・休日の看護師の配置及びオンコール体制の整備
- 医療的ケアに対応するため、積極的に特定行為認定資格を取得
- 看取りに関する意思確認、同意書などの必要な書式の整備
- 看取りに関するマニュアルの整備
- 職員に対する定期的な研修の実施
- 介護職員の不安や思いを聞き取る機会  
（不安を解消するための体制整備）
- 看取りが施設の方針として明確になっており、職員が理念を理解している